

第1章 総論



I はじめに

1 計画策定の趣旨

時代の大きな転換期の中で、子どもたちの教育をめぐる基本的な生活習慣の乱れ、学ぶ意欲や学力・体力の低下傾向、社会性や規範意識の欠如など、解決すべき多くの課題が指摘されています。

また、天然資源に乏しいわが国にとっての最大の資源は、いつの時代にあっても人材です。現在の教育が抱える課題を解決するだけでなく、未来を積極的に切り拓いていく人間の育成に力を入れていくことは、活力ある社会を構築する上で必要不可欠なことです。

本県では、これまで、教育の機会均等の実現や教育水準の向上に向け、教育の振興に努めてまいりました。さらに、平成18年(2006年)12月には、今後の進むべき道を見据えて新たな時代に対応するため、県政運営の基本となる5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を策定し、教育施策を含め着実に推進を図っています。

こうした中、平成18年(2006年)12月、制定から約60年を経て教育基本法が改正されました。この改正教育基本法では、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、個人の尊厳などの普遍的な理念や、道徳心、自律心、公共の精神といった、今後重視すべき理念が明確に示されました。同時に、これらの理念の実現に向け、国は新たに教育振興基本計画を策定するとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

このため、改正教育基本法や本県の総合的な計画である「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を踏まえ、本県の教育振興のため、中長期的視点から取り組むべき施策の体系を明らかにし、着実に推進していくことが必要です。本計画は、改正教育基本法に基づく、本県教育振興のための施策に関する基本的な計画として定めるものです。

計画において本県教育が目指す理念としては、おおむね10年先を見通して設定し、この理念を踏まえて今後5年間に取り組む本県教育の基本目標と施策の体系を示すものとします。

2 計画の性格

(1) 本県の教育振興基本計画

教育基本法に基づく教育振興基本計画として、平成20年(2008年)7月に策定された国の教育振興基本計画(平成20~24年度)を参考にしつつ、本県教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

(2) 「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を踏まえた教育分野の計画

県政全般の総合的な計画である「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」(平成19~23年度)を踏まえた、教育行政分野における計画です。

3 計画期間

平成21年度(2009年度)から平成25年度(2013年度)までの5年間です。

[参考]

■改正された教育基本法(平成18年12月22日施行)での教育振興基本計画に関する規定は、次のとおりである。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

